

「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（素案）」の パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成29年11月6日（月）～ 平成29年12月5日（火）
- 2 意見の件数 18件
- 3 意見提出者数 3人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	計画の修正全般に関する意見	4件
2	各計画に共通する意見	1件
3	地震災害対策計画に関する意見	3件
4	特殊災害対策計画に関する意見	1件
5	パブリックコメントに関する意見	4件
6	その他の意見	5件
	合計	18件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課 政策担当
0467-82-1111（内線1465）
e-mail:bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■計画の修正全般に関する意見（4件）

(意見1)

内容は非常時の事前対策が各所で強調されていること、各種取るべき行動に関して、(旧)では受動的表現であったところが(新)では能動的な表現に変わり、積極的な行動を促していることなど改善されていると感じた。

(市の考え方)

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧の各事項についてまとめております。

特に災害予防(事前対策)については、いわゆる減災(災害時の被害を最小化するための取組)の効果を高める取組そのものであることから、「災害に強い組織・人づくり」(地震災害対策計画、風水害対策計画 第2章)、「災害に強いまちづくり」(同 第3章)、「平常時の対策」(同 第4章)に分けるなど、充実した記載となるよう努めております。

また、主体的な防災対策をさらに推進するため、能動的な表現に改める等、継続的に見直しを図ってまいります。

(意見2)

「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について(素案)」に対する意見募集であるが、資料は新旧対照表で計画そのものより文章・字句・数値の訂正であり、省略部分も多く検討しづらかった。

(市の考え方)

今回の計画修正につきましては、「茅ヶ崎市地域災害対策計画の修正について(素案)」の「1 計画修正の考え方」でお示ししておりますとおり、近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害等を踏まえ行われました、災害対策基本法や水防法の改正、具体的な災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドライン、各防災関係機関の取組、法改正等を踏まえた実施済みの取組を本計画に反映するため、既存の計画を修正するものです。すなわち、計画全体の見直しではなく、部分修正のため、ご意見のとおり文言の加筆修正や時点修正による数値の変更が多く、修正内容全体をご理解いただくにあたりましては、ご不便をおかけいたしました。

このような中、変更内容をご理解いただくため、「茅ヶ崎市地域災害対策計画の修正について(素案)」として全体の修正概要を作成し、地震災害対策計画、風水害対策計画、特殊災害対策計画に共通した修正内容と各計画個別の修正内容ごとに、修正内容について説明するとともに、計画書の該当箇所や新旧対照表の該当ページを記載いたしました。

また、市ホームページやパブリックコメント実施場所には、修正個所以外もご確認いただけるように修正内容を反映させた計画冊子を閲覧用として配置させていただきました。

(意見3)

「災害は忘れたときにやって来る」と言うことわざがありますが災害は何時やって来るか判りません。そのため何時やって来ても良い様にそれに対応出来る様日頃から対策を考え、備えておかなくてはなりません。そこで事前に何を準備しておかなくてはならないか、そして災害が起きた時まずどの様に行動しなくてはならないか、プログラムを認識しておかなくてはなりません。そしてそれを多くの市民に伝え、認識・理解してもらい実践してもらい、災害に備えてもらう事が前提として必要だと思います。もう既に「防災訓練等」各地域において実施されておりますが、それを受け入れ理解・認識して準備している市民はまだ1部分で不十分だと思います。各地域で「防災訓練」を実施しても参加する市民はまだ少なくこのままでは災害が起きた時大丈夫だろうかと不安になります。そのため今後何回も「防災のための備え・心構え等」を市民に伝え認識・理解してもらい実践してもらい事が重要だと思います。

そしてそれと共に災害起き時地域の人達の等に「向こう三軒両隣り」の人達の協力・助け合いが重要だと思います。しかしこの助け合いの精神は一夜にしては生まれません。日頃から御互に築いていかなくてはなりません。そして災害が起きた時、被難所に早く行くのも必要でしょうが、それは高齢者・障害者が優先的であって若者達はまず自宅の災害状況を調べ、自宅待機出来れば自宅待機して、自宅があると確認出来れば家族を自宅に迎え、災害が落ち着く迄待つのが良いと思います。自宅は食料も有り精神的にも落ち着く場所だと思います。この「素案」にも有ります様に過去災害の事例を再認識して反省その時代に合った防災計画を修正することは大切だと思いますが、しかし基本的なことは変わらないと思います。まず防災において事前にしておく事は防災に対する認識を高め、食料等を準備しておく事はとうぜんですが、今後高齢者が多くなって行くため高齢者のために水と日常飲んでいる常備薬とその詳細を準備しておく必要があると思います。切角災害を防ぎもらった命をこれがないため命を失うことがあってはならないと思います。

先日読売新聞に「防災意識は高いけど実践せず」と言う記事が有りました。防災意識がいかに高くてもそれを実践しなければ防災につながりません。そのための日頃から防災意識を高めそれを実践して災害が起きた時有効活用出来る様「防災訓練等」を実施して根気強く多くの市民に認識・実践してもらい事が重要だと思います。

(意見4)

先の(10月)説明会においても、市の方針を市民は十分理解できず。そして災害に対する強い不安から質問があったと思います。

ですから、当パブコメにしても他の防災計画にしても市から丁寧かつ十分でそして強い情報発信をして欲しいです。

(市の考え方)

本計画では、防災対策の基本方針となる「茅ヶ崎市の防災ビジョン」を定め、これを踏まえ、各計画を作成しております。

この茅ヶ崎市の防災ビジョンでは、自助（自らの身は自ら守る）、共助（自分たちの地域は自分たちで守る）、公助（行政や防災関係機関の防災・減災対策）それぞれが役割や責任を明確にし、連携を図ることが自然災害からの被害を最小限に抑えることにつながるとの考えのもと、第一として「市民と行政等が一体となった防災対策の確立」を掲げております。このため、各計画にあっては、行政や防災関係機関の役割、活動内容だけでなく、自助、共助に係る取組についても記載しているところです。

これら各主体の役割等を一人ひとりの市民の皆様にご理解いただき、実践されるように取り組むことも市の重要な役割と考えております。本計画におきましても、「第2章 災害に強い組織・ひとづくり」の「第1節 防災知識の普及・啓発」等で位置づけているところであり、地域の自主防災組織や防災関係機関と連携を図りながら、積極的な周知・啓発に努めてまいります。

■各計画に共通する意見（1件）

(意見5)

災害時、最悪無秩序状態下のデマ防止のため、正式公報傳達手法を平常時に周知させておくこと

(市の考え方)

多くの情報が飛び交う状況が想定される災害時にあっては、正確に、かつ広く確実に情報の受伝達を行うことが重要であると認識しております。そのため、今回の計画修正におきましても「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府防災担当、平成29年1月）の内容を踏まえ、災害時の広報に係る記載の充実を図ったところです。

市では平常時より防災行政用無線や防災ラジオ、市公式ホームページ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス等、多様な情報伝達体制の整備を進めるとともに、これらが災害時の広報伝達手段であることを知っていただくため、広報紙や市公式ホームページ、防災講座、防災訓練等のあらゆる機会を捉えて、引き続き周知してまいります。

また、災害情報を発信する際は、端的で分かりやすい表現の使用や発信者が市であることを明確にするなど、できる限り混乱が生じないように配慮してまいります。

■地震災害対策計画に関する意見（3件）

(意見6)

電線類共同溝の地中化によるライフラインの安全性向上にもマイナス面もあり得失の十分な検討も必要か

(市の考え方)

道路の地下に電力線や電話線等をまとめて収容する電線共同溝を整備し電線類が地中化されることで、景観上の効果や歩行空間の確保のほか、防災面におきましても、大地震発生時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急車両の通行や避難経路の確保を期待することができ、迅速で円滑な消防活動、災害時の住民避難や救助活動につながり、防災体制の強化につながるものと考えています。

一方で、電線共同溝の設置や電線の地中化、電柱の撤去には、多額の費用が掛かるほか、地上に変圧器を設置しなければならないといったデメリットもあります。

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所において、現在、国道1号における無電柱化事業（電線共同溝の整備）が進められておりますが、国道1号等の災害時に緊急輸送路となる防災上重要な道路につきましては、電線類の地中化は、地域の防災対策として非常に重要であると考えております。

(意見7)

津波到達高さとは津波浸水想定と混同されない様に注釈しておく必要は無いか。(津波の川遡上による波高の増幅と浸水ほか)

(市の考え方)

津波到達高につきましては、津波到達時間とともに、発生が想定されている地震毎に最大の津波がどれくらいの高さで何分後に到達するかを数値で記載しています。

一方、津波浸水想定につきましては、津波浸水予測図として茅ヶ崎市の地図上でその深さを色分けし掲載しています。

このように津波到達高と津波浸水想定は、別の方法で記載しており、それらを混同する可能性は低いと考えるため、注釈を入れる予定はありません。

(意見8)

資料1、P19下9行 訓練をされに→訓練をさらに

(市の考え方)

ご意見のとおり修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
P19 第2章 災害に第2章 災害に強い組織・ 人づくり 第5節 防災訓練の実施 (略)	P19 第2章 災害に第2章 災害に強い組織・ 人づくり 第5節 防災訓練の実施 (略)

<p>【課題】 (略) ○地域における防災訓練については、各自治会連合会及び各まちぢから協議会や自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練をさらに推進することが必要です。 (略)</p>	<p>【課題】 (略) ○地域における防災訓練については、各自治会連合会及び各まちぢから協議会や自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練をさらに推進することが必要です。 (略)</p>
---	---

■特殊災害対策計画に関する意見（1件）

（意見9）

資料3、P18第3 竜巻注意情報の発表回数が平成28年度は平成25・26年度の年間件数から半減しているのは、基準が変わったのでしょうか。基準は同じで実際に少なかったのでしょうか。

（市の考え方）

気象庁では、気象情報の精度向上に日々努めており、竜巻注意情報についても竜巻のメカニズムに関する研究や竜巻等の突風調査等から得られた知見を活用した技術開発が進められています。この結果、平成26年11月に突風危険指数及び突風総合判定等の基準見直しが実施されました。

この見直しによる竜巻注意情報の精度向上により、平成28年の発表回数が平成25年及び平成26年の年間平均発表回数に比べて減少しているものと考えております。

■パブリックコメントに関する意見（4件）

（意見10）

当パブリックコメントの説明会を実施しないのですが。かつて市議会で市から実施する旨の発言があったと思います。

（市の考え方）

今回の計画修正につきましては、意見2に対する市の考え方に記載しておりますとおり、計画全体の見直しではなく、近年の法改正等を踏まえた既存の計画の部分修正や時点修正となっています。

例えば、避難情報の名称変更（「避難準備情報」から「避難準備・高齢者等避難開始」への変更等）や相模川の新たな洪水浸水想定、土砂災害ハザードマップの作成等の取組等、今回の修正内容として計画に反映されたものにつきましては、個別に広報紙への掲載や説明会等の開催により周知を図っているところです。

したがいまして、今回の修正は、法改正等を踏まえた既存の計画の部分修正等であり、新たな取組については、その取組ごとに説明会等で周知していることから、それらの取組を反映させました今回の計画修正のパブリックコメントにつきましては、説明会は行わず、関係資料の配布、閲覧により実施させていただきました。

(意見 1 1)

今回のパブコメに当たり十分なPR（啓発）し実施して欲しかったです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続の実施にあたりましては、できるだけ広く市民の皆様へお知らせするため、広報紙や広報掲示板、市役所本庁舎各階のエレベータホールにございますデジタルサイネージ（電子掲示板）にパブリックコメントを実施する旨を掲載したほか、市公式ホームページへの関係資料の掲載、パブリックコメントの意見募集箱を設置している公共施設への資料の配付等の方法により周知を行いました。

(意見 1 2)

市ではパブコメの概略版を作ると言っていましたが、今回はどうして作らないんですか。今年度実施のパブコメで概略版を作ったパブコメもありました。

(市の考え方)

茅ヶ崎市地域防災計画は、地震災害対策計画、風水害対策計画、特殊災害対策計画で構成されています。今回の修正では3つの計画すべての修正を予定しており、それぞれの修正内容を、新旧対照表の形式で計画ごとに、資料1（地震災害対策計画の新旧対照表）、資料2（風水害対策計画の新旧対照表）、資料3（特殊災害対策計画の新旧対照表）と分けて作成しました。これら資料1から資料3の概要をまとめたものが「茅ヶ崎市地域災害対策計画の修正について（素案）」になります。

したがいまして、この「茅ヶ崎市地域災害対策計画の修正について（素案）」が今回のパブリックコメントの概要版であり、その詳細な内容が資料1から資料3の新旧対照表となります。

(意見 1 3)

パブコメ実施が11月3件、12月5件と集中しています。このこともパブコメの意味をなくすことにつながると思います。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただく機会を設定し、寄せられ

たご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様のご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

■その他の意見（5件）